

3 教員特殊業務手当

(1) 地方公務員法

(昭和25年12月9日法律第261号)

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本規準)

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3 職員の給与は、生活費並びに国及び他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 職員は、他の職員の職をかねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

5 職員の勤務時間その他の職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失わないよう適当な考慮が払われなければならない。

(2) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例

(昭和26年2月1日条例第2号 最終改正 令和元年12月20日条例第35号)

(特殊勤務手当)

第11条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(3) 熊本県立学校職員の給与に関する条例

(昭和29年3月29日条例第19号 最終改正令和元年12月20日条例第35号)

(特殊勤務手当の種類)

第12条 特殊勤務手当の種類は、昼夜間兼務手当、舎監兼務手当、夜勤手当、面接指導手当、学力検査手当、農業水産管理手当、農薬散布作業手当、漁ろう実習手当、教員特殊業務手当、同和教育推進業務手当及び教育業務連絡指導手当とする。

(2項以下8項まで省略)

9 教員特殊業務手当は、職務の級が給料表の1級、2級又は特2級である職員が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。ただし、第15条の2の規定に基づく管理職員特別勤務手当が支給される場合を除く。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)

において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

- (3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等（勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日になる代休日。（以下「祝日法による休日等」という。）若しくは勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又は国の行事の行われる日で国の例に準じ人事委員会が指定する日をいう。以下同じ。））に行うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日に行うもの

（特殊勤務手当の額）

第13条 特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（（1）から（7）まで省略）

（8）教員特殊業務手当 前条第9項の業務1日につき

第1号のアの場合 8,000円

（被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

第1号のイ及びウの場合 7,500円

第2号及び第3号の場合 5,100円

第4号の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額

従事した時間が引き続き3時間30分以上の場合 3,300円

従事した時間が引き続き2時間以上3時間30分未満の場合 1,650円

（特殊勤務手当の支給）

第14条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

(4) 対外運動競技等の定めについて

(昭和47年1月28日給実乙第150号)

人事院規則9-30(特殊業務手当)第24条の2第1項第3号の「人事院が定める対外運動競技等」として左記のように定め、昭和47年1月1日から適用することとしたので通知します。

記

次の要件に該当する対外運動競技等

- 1 その競技会等が国もしくは地方公共団体の開催するものまたは市、郡もしくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体もしくは教育研究団体の開催するものであること
- 2 その競技会等への参加が学校により直接計画・実施されるものであること。(すなわち学校教育活動として行われるものであること。)

(5) 対外運動競技等の定めについて

(昭和47年2月9日文初財124文部省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会あて)

人事院規則9-30(特殊勤務手当)の一部改正等については、すでに昭和46年12月28日付文初財第500号をもって通知したところでありますが、人事院規則9-30第24条の2第1項第3号に規定する「人事院が定める対外運動競技等」について、このたび、別添のとおり、昭和47年1月28日付給実乙第150号をもって人事院事務総長から文部事務次官あて通知されました。

これらの内容の概要および留意すべき事項は左記のとおりであります。公立学校の教職員等についても、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条の5の規定に基づき、国の基準に従い、適切な措置を講じられますよう願います。

なお、このことを貴管下の各市町村関係機関に通知し、その趣旨の徹底をはかれるよう願います。

記

- 1 「人事院が定める対外運動競技等」とは、次の(1)および(2)に掲げる要件に該当する対外運動競技等とされたこと。
 - (1) その競技会等が次のアまたはイに掲げるものによって開催されるものであること。
 - ア 国または地方公共団体
 - イ 市、郡またはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体または教育研究団体
 - (2) その競技会等への参加が学校により直接計画・実施されるものであること。(すなわち学校教育活動として行われるものであること。)
- 2 留意すべき事項
 - (1) 学校体育団体とは、例えば「〇〇県中学校体育連盟」、「〇〇地区中学校体育連盟」、「〇〇県高等学校体育連盟」、「〇〇地区高等学校体育連盟」、「〇〇県高等学校野球連盟」等をいい、「教育研究団体」とは、例えば「〇〇県高等学校吹奏楽連盟」、「〇

○県高等学校演劇連盟」、「〇〇地区中学校〇〇クラブ連盟」、「〇〇地区中学校美術研究会」等をいうものであること。

(2) 地方公共団体が開催する競技会等にあつては、当然町、村単位のものでも該当するが、学校体育団体または教育研究団体が開催する競技会等にあつては、市、郡、以上の区域を単位とする団体が開催するものに限られるので、町、村以下の区域を単位とするこれら団体が開催するものは該当しないものであること。なお、これら団体が開催する競技会等に限られるので、これら団体が他の団体と共催する場合は該当するが、後援のみで主催団体にならない場合は該当しないものであること。

(3) 競技会等への参加が学校により直接計画・実施されるものに限られるので、例えば国民体育大会への参加が学校教育活動として行われる場合は該当するが、都道府県において選抜チームを編成し、そのチームに生徒が個人として参加する場合または個人競技に生徒が単独で参加する場合のようにその参加が社会体育の領域になる場合は該当しないものであること。

(4) 美術展覧会や書道展覧会のように児童・生徒の作品のみの場合であってもその展覧会の見学等が学校教育活動として行われる場合は、競技会等への参加に該当するものであること。

別添 略

(6) 教員特殊業務手当の支給について

(昭和53年2月18日給3-24人事院事務総局給与局給与第3課長から文部省大臣官房人事課長あて照会回答)

問1 給実甲第197号(特殊業務手当の運用について)教員特殊業務手当(規則第24条の2)関係(以下「給実甲代197号」という。)第1項(4)によれば、部活動手当に係る指導業務については、「正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き5時間程度であること」と規定されているが、この業務に従事した時間の取扱として次のように取り扱って差し支えないか。

(1) 部活動が行われている途中において、休憩、昼食等のため一時的に指導業務が中断した時間があつても事実上引き続いていと認められる場合は、当該時間中断も業務の従事した時間として取り扱うことができる。

(2) 練習試合等のため児童又は生徒が学校に集合し、試合等の終了後帰校して解散したような場合においては、出発から試合等の開始までの時間及び試合等の終了後解散までの時間も業務に従事した時間として取り扱うことができる。

2 給実甲第197号の第1項(4)の「正規の勤務時間以外の時間等」には休日又は給与法第17条第2項の人事院規則で定める日における正規の勤務時間の割り振りがなされている時間を含むが、夏期休暇の期間その他単に児童又は生徒に対する授業等を休業している日における正規の勤務時間が割り振られている時間までを含むもので

はないと解するがどうか。

- 3 給実甲第197号第8項によれば、部活動手当に係る指導業務には「部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（同項第3号に該当する業務を除く。）を含むものとする。」と規定されているが、ここにいう「同項第3号に該当する業務」とは、規則第24条の2第1項第3号に定める要件に該当し、手当を支給される業務をいうものと解して差し支えないか。従って同号にいう対外運動競技等であっても8時間程度に及ばないものでそれが部活動の一環として行われるものに係る指導業務は、部活動手当にかかる指導業務として取り扱うことができる。

答1について

貴見のとおり取り扱って差し支えないものと解する。なお、(2)については、雨天のため練習試合等が中断、順延となり、会場等で待機した場合における当該待機の時間も含めて取り扱って差し支えない。

2について

意見のとおりと解する。

3について

意見のとおりと解する。

(7) 県立学校職員の特殊勤務手当の運用について

(平成6年3月29日 人事院第821号 最終改正 平成26年3月31日人委第381号) (1から3まで省略)

4 教員特殊業務手当(条例第12条第9項及び第13条第8号関係)

(1) 第12条第9項の「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度」は、各号の業務ごとに、次に掲げるとおりとする。

ア 第1号の業務

(ア) 週休日又は休日等については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中7時間45分程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。

(イ) 休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日については、当該日の正規の勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までの職員にあっては業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後0時30分から午後8時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること、その他の職員にあってはこれらと同程度であること。

(ウ) その他の日については、業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。

イ 第2号の業務

その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が7時間45分程度であること。

ウ 第3号の業務

(ア) 泊を伴うものについては、その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が7時間45分程度であること。

(イ) 泊を伴わないものについては、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度又はこれと同程度であること。

((2) から (5) まで省略)

(6) 第12条第9項第2号及び第3号の「……泊を伴うもの」には、2日以上の旅日の最終日における指導業務を含む。

(7) 第12条第9項第3号の「人事委員会が定める対外運動競技等」とは、その競技会等が国若しくは地方公共団体の開催するもの又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するもので、その競技会等への参加が学校により直接計画、実施されるものをいう。

(8) 第12条第9項第4号の「学校の管理下において行われる」とは、学校における教育活動の一部としてその管理の下に行われることをいい、「児童又は生徒に対する指導業務」とは、あらかじめその部活動の指導を担当することとされて教員が、当該担当に係る部活動において児童又は生徒を直接指導する業務をいう。

なお、この指導業務には部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務(第1号ウ(イ)に該当する業務を除く。)を含むものとする。

((9) 以下は省略)

(8) 教員特殊業務手当の支給について

(平成6年3月31日教人第2226号 各教育事務所長・各県立学校長あて熊本県教育長 最終改正 平成29年3月24日教人第1758号)

○ 教員特殊業務手当での支給について(通知)

平成6年3月31日教人第2226号
各教育事務所長・各県立学校長あて 熊本県教育長

[沿革] 平成14年3月29日教人第2663号
平成19年3月30日教人第1847号
平成20年3月28日教人第1657号
平成22年3月30日教人第1666号
平成29年3月24日教人第1758号

熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。)第12条第9項に規定する教員特殊業務手当の支給については、県立学校給与条例及び県立学校職員の特殊勤務手当の運用について(平成6年3月29日付人

委第821号。以下「運用通知」という。)の規定に基づき支給することとなりますが、下記の事項に留意のうえお願いします。

なお、教育事務所については、各市町村教育委員会を通じて管内の小中学校長(八代養護学校長を含む。)に対し通知願います。

記

1 支給対象者

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県条例第81号)第3条の規定に基づく教職調整額の支給対象者と同じとなること。

2 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける者

熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20条)第11条の2の規定により県立学校職員の例によることとされているので、県立学校給与条例第12条第9項、第13条8号及び第14条のとおりとなること。

3 教員特殊業務実績簿

県立学校給与条例第12条第9項各号のいずれかの業務に従事し、かつ、支給要件を具備するものは、昭和47年5月18日付け教学第3162号の3(教員特殊業務手当実績簿について)により整理すること。

4 非常災害時の緊急業務(県立学校給与条例第12条第9項第1号)

(1) 支給対象範囲は、時間外又は休日勤務命令により昭和46年12月27日付け教学第3009号(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の施行について)別表(1)及び(2)の「IV 非常災害時等やむを得ない場合に必要な業務」として掲げるものに従事した場合に限ると解すること。

(2) 運用通知の記の4教員特殊業務手当(条例12条第9項関係)第1項1号ア中「業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中7時間45分程度をいう。以下同じ。)又はこれと同程度」については、1日のうち業務に従事した時間が7時間15分以上となること。

5 修学旅行、林間・臨海学校等引率指導業務(県立学校給与条例12条第9項第2号)

(1) 運用通知の記の4教員特殊業務手当(条例第12条第9項関係)第1項イ号中「業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が7時間45分程度」については、1日のうち業務に従事した時間が就寝時間等を除き7時間15分以上となること。

(2) 業務に従事し、かつ、(1)の要件を具するときは、出発の日及び帰校の日も支給の対象となること。

(3) 「林間・臨海学校等」の引率教員数が、昭和49年2月16日付け教指第979号の熊本県立高等学校団体修学旅行実施基準ならびに実施上の留意事項第3項第2号の範囲内であるとき支給対象とする。

ただし、特別な事情があると校長が判断して定めた引率教員数の範囲内となるときも支給対象とすることができる。

(4) 長期休業中の中途において実施する林間・臨海学校等は、昭和47年11月28日付け教指第855号(長期にわたる休業中における学校行事等の実施及び冬休みにおける児童生徒の指導について)の記の第1項の趣旨に添い、学校教育活動として行われた

ものが支給対象となる。

6 対外運動競技等の引率指導業務（県立学校給与条例第12条第9項第3号）

(1) 対外運動競技への参加回数等については、平成14年3月11日付け教体第1958号（児童生徒の運動競技について）の別添児童生徒の運動競技に関する指針の1（2）の規定に留意すること。また、対外運動競技以外への参加回数等についても、同規定との均衡を考慮して、手当支給が各種目についてそれぞれ年2回（予選、決勝を通じて1回とみる。）程度となるよう配慮すること。

(2) 泊を伴うものの支給対象時間等は、第5項第1号及び第2号と同じとなること。

(3) 泊を伴わないものの支給対象時間は、第4項第2号と同じとなること。

7 部活動指導業務（県立学校給与条例第12条第9項第4号）

小学校及び中学校及び義務教育学校における手当の支給対象とする部活動については、次のとおりとする。

なお、小学校と中学校、中学校と高等学校など異校種間の運動部活動における練習試合は手当の支給対象外とする。

(1) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）

ア 部活動を行う範囲は、各教育事務所内（熊本市立小学校は熊本市内）又は当該小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の所在する市町村と隣接する市町村までとする。

イ 3年生以下の児童のみが加入する運動部の指導業務については、手当の支給対象外とする。

(2) 中学校

部活動を行う範囲は、県内又は当該中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の所在する市町村と隣接する市町村までとする。